

平成27年度 第2回まちづくり推進審議会議事録
(要点筆記)

1. 日 時：平成27年8月6日(木) 10時00分～12時00分
2. 場 所：基山町役場2階 202会議室
3. 審議員（出席者：7名、欠席者：2名）
相澤直子、後藤信八、鳥飼善治、梁井朱美、福田一男、羽根洋子、石井貞好
日暮美圭、山本 拓（順不同）
4. 傍聴者人数 1名
5. 基山町まちづくり推進審議会の公開・非公開について
6. 説明事項
(1)基山町まちづくり基本条例作成の背景と経過、基本条例等について
(2)基山町まちづくり基本条例の検討及び見直しについて
7. 報告事項
(1)まちづくり基金事業補助金の交付決定団体の紹介
(2)町民提案の受付及び回答の状況
8. その他
(1)次回開催日程について

➤ 【議事録（概要版）】

➤ 課長の挨拶

➤ 6. 説明事項

➤ (1) 基山町まちづくり基本条例作成の背景と経過、基本条例等についての内容の説明

➤ (2) 基山町まちづくり基本条例の検討及び見直しについて

まちづくり基本条例で町民参加とありますがどの審議会も公募をしているのか。例えば審議会等で町民参加を義務付けるべきではないか。

まちづくり基本条例が最高規範に当てはまるのか。

最高規範として抽象性が高い理念を掲げている。最高規範としての位置付けは具体的な仕組みをこの条文に書くのか。どう実践していくのか、この主旨を理解しきれていないような実態が生まれている問題が1つ、そこまで条例を条文化するのか、これは運用レベルなので運用規範として具体的に実践されるように持って行くのか検討する。最高規範としての役割を果たし切れていない。

中身の理念が実践できるような制度として条文化されているかは検証すべき。町民投票はこの条文だと殆んど実施されない、町長がやろうと思えばやります。特に義務化する要素がない、これを実効性あるものとして制定しようと思えば非常に少数派ですが、住民からの提案で投票させるシステムを入れてなお且つ、ある程度住民の署名が集まったら必ず実施しますと、定めるような条例もあります。その点で個別の具体的な制度の条文としては不十分で必ずしも条例が掲げる非常に高い理念に追いついていない。

住民参加制度には通常揚げられるものは大体網羅している、やはり中身で条文上の内容は問題ないが、実際稼働した段階で本来想定されていない形で稼働してしまった、そのレベルであれば条文を変えるよりも今後の課題としてここはあくまで条例をどうするのかを話す場ですので補足的に運用の改正の必要性もある。条例の条文として課題、問題点をどうすべきかどうか。

協働の推進、行政側の推進体制が縦割りで弱い、横断的な受け皿で推進が出来ないのではないか。運用について条例を受けて実践が不十分で条例の理念に適っていない面がある。

広く条例をめぐる問題で条例そのものをどう見直すか条例の施行状況、実践状況の問題と混ざっていますが、提案制度、まちづくり計画制度は提案が要望ばかりになっている、何故そうになっているのか、原因の一因として基金制度は別建てで計画制度みたいでなぜ統合されていないのか。各制度も盛り込んでいるうえに従来の制度と整合性が出来ないままにいろんなものがある、逆に使い勝手が悪い。いろんな窓口がありますと捉えられますが逆にどれをどう生かして、具体的に進めていけばいいのか解りにくい。そこを整理する必要がある。

支援策がないですが別建てで基金制度があるなぜ別建てになっているのか、条例作成時には基金制度があるのでこれを条例の中に位置けた方がよかったのではないかと、こまかい基金の仕組みは条例の中に入れ込むのではなく仕組みを作り、詳細はこっちの条例で

位置付けする。結果としては統合されていない整理もされていないので改めて検討する。

参画の各制度を整理することが今回の制度の改正になる、運用レベルで条例そのものにかかわる話ではない。計画制度、町民提案制度に関して計画制度は受け皿があって組織的にするに対して、町民提案制度は個人が政策に近いようなアイデアをもち気軽に提案出来るような窓口が本来の在り方で、それがガードレール等の話になっているので違和感があるがガードレールの話もどこかで引き受けないといけない。本来の想定していた町民提案とは別のものとして考える必要があるのではないか、元々個人で政策的アイデアをもっている人が働きかけの窓口としての本来的な町民提案制度を今後に残すのか、それを残すのであれば機能するように仕組みを新しく考え検討する。それを条文化するかは今後の検討になると思います。条文規定の仕方など規定そのものではなく、それを受けての実践の仕組みも含めて検討する。

町民投票は、ある程度署名も集まって投票して頂く場は設けます、投票はして頂きますが、最大限でその結果を受けて議会が決めるなど、住民投票条例を直接請求で住民が要求し議会が可決してその条例に基づいて投票するのが今までのパターンです、それだと手間なので予めこう言った条例に住民投票情報を置いてなお且つ投票まで持って行ける事を義務化する。従来、住民投票は議会を頭ごしにするため議会の抵抗が結構ありますので従来の住民投票条例が直接請求で作ったルートが無かったので最後に住民投票条例が否決されて終わりが多かったのを避けるために条例に投票実施までは拘束力を持たせる。少数派ですが取り入れている自治体もあるがこれが必要か積極的になれば検討してもいいですが現状の問題として提案制度はかなり規定の仕方に課題がある。

7. 報告事項

(1) まちづくり基金事業補助金の交付決定団体の紹介

まちづくり基金事業の交付決定団体を紹介します。平成26年度、10団体、平成27年度、11団体です。まちづくり基金事業の審査委員会によって継続7件、新規5件内1件は不採択になりましたので11件になりました。結果に基づいて補助決定をしております。

(2) 町民提案の受付及び回答の状況

前回から今回までに2つの提案がされました。7月2日に第12区の安全対策と通学路の安全確保が出ています。これは横断歩道、5差路とグリーンベルト通学路の確保の提案です。1ヶ月以内の回答ですので7月3日に回答があり、平成27年度中に区間線等の塗り替え通学路側滞は通学路の安全点検時に関係機関と検討する、横断歩道については鳥栖警察署へ要望となっています。1件は7月29日提出の向平原の防犯灯設置です。夕方の散歩、通勤、通学者が多いが照明が少ないので危険の要望が出ています。報告です。

以上この議事録が正確であることを証明します。

平成 年 月 日

会 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印

・